

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）第6条の規定により、別紙記載の者の市税に係る書類について、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないことから、次のとおり公示送達する。

令和8年1月23日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

年 度	送 達 す る 書 類	件数・備考
令和5年度	市県民税普通徴収 督促状	1 件
令和6年度	市県民税・森林環境税普通徴収 督促状	2 件
令和7年度	市県民税・森林環境税普通徴収 督促状	5 5 件
令和7年度	軽自動車税（種別割） 督促状	1 件

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされます。

当該書類は寒河江市役所税務課で保管しており、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付します。

(別紙省略)